

## シュナイデル氏ロード投荷法

久川 武 三

私は、先に商工經濟研究第六卷第二號以下に於て、フルウリー氏ロード投荷法を紹介したが、その際ヘツク教授のロード投荷法の紹介をも示唆して置いた。然るに、私が未だにその公約を果さずに居るのは素より私の怠惰に依るものではあるが、全然之を破棄したといふのではない。而して、私は之よりも先にロード投荷法の逐條的翻譯の必要を感じたので、茲に之を紹介したいと思ふ。本法の英譯はラウンズの共同海損法論の附録に常に見らるゝも、本稿はオットー、シリング、及びジンテーニスの編纂に係る羅馬法大全 (Corpus juris civilis, herausgegeben von Otto, Shilling, und Sintenis.) 第二卷一四六頁以下所載のシュナイデル (M. Robert Schneider) の獨譯に依つたものである。

この獨譯は前記ラウンズの英譯と酷似して居り、恐らく普通の譯として是認せらるべきものであらう。然し、それだけに平凡なる譯である。斯かる譯文に依據してロード投荷法の解説を試みるならば、恐らくフルーリー氏ロード投荷法に於けるが如き歸結が得られるであらう。而して、ヘツクは之に反對するのであるから、その根本の翻譯が全然相違するのである。即ち、本稿はヘツクの翻譯と解釋に至るに先だちて、先づその順序として、ロード投荷法に對する普通の逐條的翻譯の紹介を目的とするものである。

第一條 パウルス第二卷箴言集 (Paul. lib. II. Sement.)

ロード法の規定するところに依れば、船舶を輕快ならしむを目的として投荷を爲したる場合に於ては、總てのものゝために投ぜられたるものは、總てのものゝ分擔に依り填補せらるべきものとす。

## 第二條 同告示註解第三十四卷 (Idem. lib. XXXIV. ad Ed.)

船舶が危難に際し投荷を爲したる場合に於ては、犠牲に供せられたる積荷の所有者は、その運送を委託したる積荷に付、船長に對し賃借上の訴 (Mietklage) を爲すべく、船長に於ては保存せられたる積荷の所有者に對し賃借人の訴 (Vermiethklage) を以てすべく、之に依つて損害の比例的分擔の行はるゝものとす。而して、セルヴィウス (Servius) の鑑定に依れば、その船長に對して爲すべき賃借上の訴は、之に依つて船長をしてその保存せられたる積荷を差押へしめ、その荷主に對し分擔額の支拂を強要せしめざるべからずとなす。賃借人の訴は、同航者の中に何等の荷物を保有せざる者ありて、積荷を差押へ得ざるときにも尙之を認めぬばならない。寔に、斯くの如き者が若干ある場合にも、積荷を差押へることは必要である。更に、船腹の全部を一人に於て賃借したる場合に於ては船長をして差押へしむべき積荷他に無しと雖も、尙彼は賃借人の訴 (Mietklage) を爲し得るものと云ふべく、船舶に於て坐席を賃借したる旅客に於けると異なることなし。思ふに、他人の財産を犠牲に供することに因り自己の貨物の保存を得たる者が、損害を負擔することは最も衡平に適するものである。

第一款 積荷は保存せられたるも船舶は損害を被り、又は索具の一部を喪失したるが如き場合には、何等の分擔を生ぜず。何となれば、船舶のために装置せられたる物と、之に對し運賃の支拂はれたる物とは全然區別して

取扱ふべきものである。蓋し、一の鍛冶工が鐵砧又は鎚を破損するも、その損害は彼にその仕事を注文したる者に負擔せしむるを得ざると同様である。反之して、彼の船舶の損害が運送人の任意に因り又は何等かの危険を恐れて生じたるものならば、斯る損害は填補せられざるべからず。

第二款 或る一艘の船舶に多くの商人が各種の商品を船積し、且つ多人數の奴隸及び自由なる旅客を搭載して航行したるが、激しき暴風雨に際會して投荷を爲すの止むなきに至つた。而して、次の問題が起つた。總ての者は投荷を分擔すべきや。殊に寶石や眞珠の如き、毫も船舶の負擔とならざるが如き物を船内に齎したる者も、その責任ありや。果して然りとすれば如何なる割合に於て爲すべきや。又、自由なる者の生命も亦考慮せらるべきか。而して、如何なる訴を以て斯くの如き事件が解決せらるべきものであらうか。投荷に因りて利益を被つた者は總て分擔するを以て穩當なるものとする。何となれば、彼等は自己の財産を保存したるの故を以て、斯くの如き分擔にまで與るべきものである。従つて、船舶の所有者も亦分擔に與るを要する。而して、損害の分擔は、財産の價額に従つて比例的に行はるべきものとする。但し、自由なる者の生命は評價すべからざるものとす。又、投荷せられたる貨物の所有者は、船長即ち船主に對して賃借上の訴を爲すべきものとす。

更に船内に在る者が裝へる衣服並に指輪も亦考慮せらるべきものなりやの議論があつたが、之を肯定し總ての物が計算に入れらるべきものと決定せられた。唯、消費の目的を以て積込まれたる物、例へば食料品の如き物は之を除外する。蓋し、一度食料品が航海中に缺乏するが如きときには、何人の所有に係るとを問はず、之を一般

の需要に供すべきものなればなり。

第三款 船舶の解放を得るために海賊に對し贖金を與へたる場合につき、セルヴィウス (Servius)、オフィリウス (Offilius)、ラベオ (Laboo) の見解は次の如くである。その贖金は總てのものに於て分擔すべきものとす。但し、海賊に略奪せられたる物はその物の所有者に於て失はれたるものと見るべく、又贖金を以て之を海賊より購入したる場合に於ても、彼一個人の利益のためになすものと解すべく、何等の分擔を生ぜず。

第四款 分擔は、救助せられたる物と投荷せられたる物との兩者に依り、その價額を標準として爲さるべきものとす。而して、投荷せられたる物がより高價に賣却せらるべかりしときと雖も亦異ならず。何となれば、損害のみを填補すべく、失はれたる利益を賠償すべき筈のものにあらざればなり。然し、分擔すべき物の價額は買入の價額を以てせずして、賣却價額を以て評價すべきものとす。

第五款 奴隸が海中に於て死亡するに至りたる場合に於ても、彼等が船内に於て病死したる場合、又は海中に墜落したる場合以上には考慮せられざるものとす。

第六款 同航者中に支拂能力なき者ある場合に於て、船主はその損害の負擔に任せず。何となれば、船長は各同航者の財産状態を調査するを須るざればなり。

第七款 投荷せられたる物が再び回復せられたる場合には、何等の分擔を行はず。若し既に分擔を爲したる後なる場合には、その既に支拂を爲したる者は船長に對し賃借上の訴を爲すべく、他方船長に於ては賃貸人の訴を

起し、その取立てられたるものを回収すべきものとす。

第八款 但し、その投荷せられたる物は依然としてその元の所有者の所有物とし、その拾得者の所有に屬せざるものとす。蓋し、投荷せられたる物は抛棄せられたるものと觀さればなり。

第三條 パピニアヌス第十九卷回答錄 (Papinian. lib. X. K. Respons.)

帆檣、その他索具の類が共同の危険を回避する目的のために切斷せられたる場合には、その損害は分擔せられざるべからず。

第四條 カリストラーツス第二卷質疑錄 (Callistr. lib. II. Quaest.)

船舶が積荷を積載したる儘河又は港に入航するを得ざるため、斯の如き滿載したる船舶を輕快ならしむる目的を以て、貨物を舁に積移し、之に依りて船舶を河外に於て、或は河口に於て、或は又港内に於てと雖も、危険に曝さざらんとしたる場合に於て、その舁が沈没したるならば、恰もその貨物は投荷せられたるものと看做して、船舶内に於て安全に残されたる物と、舁に於て滅失したる物との間に於て分擔せらるべきものとす。而して、斯の如き取扱はサビヌス (Sabinus) も彼の答辯書 (Buch der Responsa) 第二卷に於て是認せるところである。之に反して、貨物の一部を積載したる舁は安全なるを得たるも、船舶は却つて沈没したるが如きときには、その船舶内に於て滅失したる物に對しては精算を行はざるものとす。何となれば、投荷は船舶が救助せられたる場合に於てのみ分擔せらるべきものなればなり。

第一款 但し、或る商人の貨物を投荷することに因つて輕快ならしめられたる船舶が、他の個所に於て難破し、その中より或る商人の貨物が潜水夫に依り、報酬を與へて救助せられたる場合には、その潜水夫に依り後に救助せられたる物は、先に航海中航船を輕快ならしむるため投荷せられたる物と共に精算せらるべきものであり、これに就てはサビヌス (Sabinius) の審定するところである。之に反して、航海中投荷せられたる物の所有者は、その投荷の中より救助せられたる物の所有者に對し、彼の貨物の若干が潜水夫に依り救助せられたるを理由として、分擔を請求することを得ず。何となれば、船舶は難破せるを以て、彼の貨物は船舶の救助を目的として投荷せられたるものと認め得ないからである。

第二款 然し、船舶外に投荷が行はれ、而も船内に殘留したる若干の貨物も毀損したる場合に於ては、その貨物が分擔の責ありや否やに就ては考慮を要すべく、蓋し分擔の損害と貨物の毀損に因る損害との二重の損害を課すべからざればなり。然し、貨物の現在の價額を標準として分擔すべきものとせば、寔に衡平に適するものと云はねばならない。即ち、例へば二人の者が各二十の價値ある物を所有し、その中一は海水の濡損に因り十の價値に減じたりとせば、完全に殘留するを得たる他の一は二十の割合に依り、他は十の割合に依り分擔すべきが如し。然し、この判定を爲すに當りて、貨物が如何なる原因に因りて毀損したるかに依り區別を立つることを要する。即ち、貨物の損害が投荷を爲すに際し危険に曝されたるに因るか、或はその他の原因、例へば船艙の隅に積付けられ海水の浸入したるに因るかを見ねばならない。而して、後者の貨物に於ては分擔の義務あるべく、前者の

貨物に於てはその義務なかるべし。何となれば、投荷はこの貨物にも亦損害を與へたればなり。更に、貨物が投荷に際し濡損を被り毀損したる場合と雖も、尙その所有者は若干の分擔を爲すを要せざるか。この場合には、濡損の方がより大なりや、或は分擔の損害の方がより大なりやに依り精細なる區別をなさざるべからず。例へば、貨物の價値二十なりとし、分擔十であり、損害二なりとせば、その所有者は貨物の被りたる損害を控除したる後殘額を分擔せねばならない。然らば、損害の方が分擔額より大なるとき、例へば貨物は十の價値を毀損せられ、分擔額は二なりとせば如何。この場合には、所有者は兩者を共に負擔すべき理なし。寧ろ、彼に對し損害の賠償を爲すを要せざるやを吟味せねばならぬ。蓋し、自己の物を投荷に因りて失ひたる場合と、之を放置して損傷せしめたる場合とを區別して取扱ひ得べきや。又、自己の物を全然滅失せしめたる者に救済せられるべきであるならば、同じく投荷に際して之を損傷せしめたる者にも救済が與へらるべきであらう。而して、斯くの加きはペピリウス・フロント (Papirius Fronton) の意見である。

第五條 ヘルモチエニアース第二卷法學提要 (Hermogenian. lib. II. Jur. Epitom.)

船舶の全滅に因る損害は、その難破船より救出せられたる貨物の所有者の共同分擔に依り賠償せらるゝものにあらず。何となれば、共同分擔は、投荷が共同の危険に際し、船舶の救助に於て殘餘の物に對し有益なりし場合に限り衡平に適するものと思惟せられる。

第一款 帆樫が切斷せられ、之に因り船舶並に積荷を救助し得たる場合には、分擔は衡平に適するものとして

行はるべきものなり。

第六條 ユリアーヌス第八十六卷法律全書 (Julian. lib. LXXXVI. Digest.)

一船舶は危難に遭遇し、雷電に因り索具、帆樁及び帆架を破碎せられたる後、ヒッポー(Hippo)に入航せざるを得なかつた。而して、その地に於て應急の索具を以て艤装を施し、オスチヤ(Ostia)に向つて出帆し、全積荷を目的地に齎した。問題は、貨物の所有者は船主の損害に對し分擔の義務ありや否やにあつたのであるが、その義務なしと否定せられてゐる。蓋し、この種の費用は、積荷の保存を目的としたるものと云はんよりも、寧ろ船舶の艤装のために支出せられたるものなればなり。

第七條 パウルス第三卷「アルフェーヌス」法律全書概要 (Paul. lib. III. Epitom. Alf. Digest.)

船舶が沈没又は坐礁しにるときに於て、その難破船より自己の物を救出したる者は、その多寡を問はず之を自己のために保持することを得べく、火災の場合に於けると異なることなし。

第八條 ユリアーヌス第二卷「ミニチア」法 (Julian. lib. II. ex Minicio.)

船舶を輕快ならしむるために投荷を爲す者は、之を抛棄するの意思を有するものにあらずして、之を再び發見したる場合には之を恢復せんことを欲するものである。若しその物の沈没したる場所を推測し得るならば、之を捜査することもあるべし。これは、恰も道行く者がその負荷に堪えず、或る荷物を路傍に放置して先づ残りの物を持歸り、後に之を取りに来ること同一の性質のものである。

## 第九條 ボルシウス・メチアーンヌス「ロード」投荷法 (Volus. Maecean. ex lege Rhodia.)

アントニウス皇帝に宛てたるニコメデア (Nikomedia) 市のオイヂモン (Eudamon) の請願書。アントニウス陛下、吾々の船は伊太利に於て難破したる後テクラード島に居住する徴税吏により略奪せられた。アントニウス皇帝はオイデモンに答へて曰く。予は世界の統治者なり。然りと雖も、そは海の方法である。ロードの海法が吾法律と衝突を來さざる限りに於ては、之に依りて審定せらるべきものなり。

## 第十條 ラベオ第一卷「パウルス」概要 (Labeo lib. I. Pirhanon a Paulo epitom.)

汝の船を奴隸の運送のために賃貸したる場合には、船舶内に於て死亡したる奴隸に對し運賃を請求し得ざるものとす。但し、パウルスに依れば、運賃は積込まれたるものに對し支拂はるべかりしや、或は到達したるものに對し支拂はるべかりしや、その孰れなりしやに依るべきである。而して、若し之を確知し得ないならば、船主は奴隸が積込まれたることを證明し得れば足るとなす。

第一款 或る船舶を傭船し、該船にて運送せらるべき條件なりしに拘らず、船主は特別の事由なく、且つ荷主の同意を得べからざることを知りつゝ、劣等なる船舶に積換へ運送したる場合に於て、積荷がその第二の船舶と共に沈没したるときには、最初の船主に對し賃借上の訴權を有するものとす。但し、パウルスに依れば、船員の故意及び過失に基かずして、兩船とも沈没したるならば反對に解せざるべからずとなす。而して、第一の船舶が官の處分に依り押收せられ、その積荷の運送を妨げられたるの事情あるとき、亦同様に解すべし。更に、一定の期

日までに積荷がその仕向地に到達せざる場合には、船主は賠償を爲すべき條件にて運送を引受けたるときに於ても、彼が過失なくして之を免除せられたることを信ぜしとき亦然らん。尙、同様の場合に於て、船主が疾病の故を以て發航を妨げられたることを證明したるときにも同様に見らるべし。又、船主の側に於ける故意又は過失なくして、船舶が損傷したるがためなるときも亦同様に云ひ得べし。

第二款 二千匁の運送のために備船が行はれたる場合に於て、その中若干匁運送せられたるならば、二千匁に對する運賃が支拂はるべきものとす。但し、パウルスに依れば、船全體を備船したるものならば、二千匁に對する運賃を收得し得べきも、その運送せられたる匁の數に依つて運賃を支拂ふべきものならば、反對に解せざるべからず。即ち、其の場合には、積込まれたる匁の割合に依り責あるものとす。